

四日市市生活保護費用徴収金徴収職員証票に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 3 1 日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第 7 5 号

四日市市生活保護費用徴収金徴収職員証票に関する規則の一部を改正する規則
四日市市生活保護費用徴収金徴収職員証票に関する規則（平成 2 9 年四日市市規則第 2 8 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（趣旨） 第 1 条 生活保護法(昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号)<u>第 7 7 条の 2 及び第 7 8 条第 1 項から第 3 項までに規定する徴収金に関する滞納処分を執行する職員は、財産差押を行う場合又は財産差押に関する調査のため質問、検査、提示若しくは提出の要求若しくは搜索をする場合若しくは国税徴収法(昭和 3 4 年法律第 1 4 7 号)第 1 4 6 条の 2 の職務を執行する場合</u>には、その身分を証明する証票（別記様式）を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。	（趣旨） 第 1 条 生活保護法(昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号)第 7 8 条第 1 項から第 3 項までに規定する徴収金に関する滞納処分を執行する職員は、財産差押を行う場合又は財産差押に関する調査のため<u>質問し、若しくは検査を行う場合</u>には、その身分を証明する証票（別記様式）を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

別記様式を次のように改める。

別記様式（第 1 条関係）

（表）

第 職	号 氏名
	生活保護法 第 7 7 条の 2 徴収金 第 7 8 条徴収金
徴収職員証	
年 月 日 発行	
四日市市社会福祉事務所長 印	

（裏）

- 1 本証は、生活保護法第 7 7 条の 2 及び第 7 8 条第 1 項から第 3 項までに規定する徴収金の滞納者の財産差押を行う場合、又は財産差押に関する調査のため質問、検査、提示若しくは提出の要求若しくは搜索をする場合若しくは国税徴収法（昭和 3 4 年法律第 1 4 7 号）第 1 4 6 条の 2 の職務を執行する場合には、必ず携帯しなければならない。
- 2 本証は、関係人から請求のあったときは、いつでもこれを掲示しなければならない。
- 3 本証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
- 4 この証票は、異動その他の理由により徴収職員でなくなったときは、速やかに社会福祉事務所長に返納しなければならない。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(健康福祉部保護課)